

障害者基本法の各則として取り上げるべき分野の検討に当たって

1、現行障害者基本法各則

第二章 障害者の福祉に関する基本的施策

第十二条 (医療、介護等)

第十三条 (年金等)

第十四条 (教育)

第十五条 (職業相談等)

第十六条 (雇用の促進等)

第十七条 (住宅の確保)

第十八条 (公共的施設のバリアフリー化)

第十九条 (情報の利用におけるバリアフリー化)

第二十条 (相談等)

第二十一条 (経済的負担の軽減)

第二十二条 (文化的諸条件の整備等)

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十三条

2、これまで議論された分野

- ① ユニバーサルデザインにかかわる分野
- ② 介助にかかわる分野
- ③ 就労にかかわる分野
- ④ 医療または健康にかかわる分野
- ⑤ リハビリテーションとハビリテーションにかかわる分野
- ⑥ 障害の原因となる疾病の予防にかかわる分野
- ⑦ 教育にかかわる分野
- ⑧ 障害児支援にかかわる分野
- ⑨ 虐待防止にかかわる分野
- ⑩ 住宅確保にかかわる分野
- ⑪ 建物、交通のバリアフリーにかかわる分野
- ⑫ 情報とコミュニケーションにかかわる分野
- ⑬ 文化とスポーツにかかわる分野
- ⑭ 政治参加にかかわる分野
- ⑮ 司法手続きにかかわる分野
- ⑯ 所得保障にかかわる分野
- ⑰ 國際協力にかかわる分野